

石垣ロータリークラブ週報

No. 2644

会長: 大浜 一郎 副会長: 遠藤 正夫 幹事: 宮城 早人 副幹事: 池城 貞光



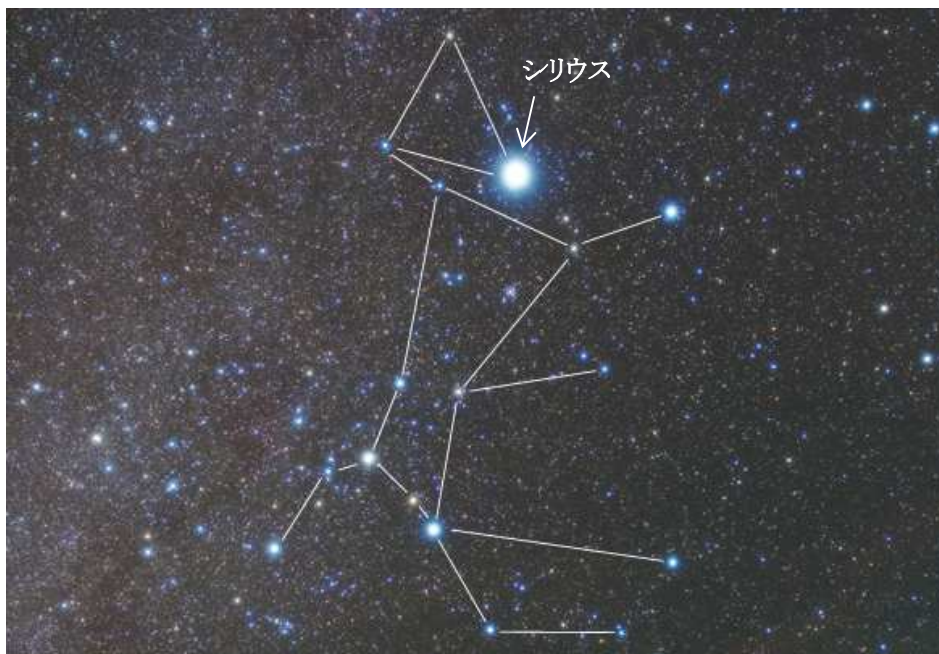
RI 会長:
イアン H. S. ライズリー

ロータリー:
変化をもたらす

●クラブテーマ「絆とおもいやり」

例会日 水曜日 12:30~13:30
例会場 アートホテル石垣島(0980)83-3311
事務局 〒907-0013 石垣市浜崎町 1-1-4
TEL/FAX(0980)83-2917
http://ishigaki-rotary.jimdo.com
E-mail ishirotary@ninus.ocn.ne.jp

地区ガバナー: 吉田 雅俊氏「感動と調和」



◎おおいぬ座
冬の宵、南の中天にかかる明るい星座で、大犬の口元に全天一明るくシリウスが輝いている。シリウスはギリシア語のセイリオス(焼き焦がすもの)からきた名前とされ、かつて季節を知るうえで大変重要視された星だった。

1月17日(水)第23回(通算2775回)例会報告

<司会進行> 東上里 和広

ロータリーソング・「手に手つないで」「四つのテスト」

ソングリーダー・宮城 早人

ゲスト・古謝 敏也氏(石垣税務署・署長)

ビジター・・・春日部西 RC⇒大東悦巳会長

千葉和枝幹事・三輪俊行氏・中野重雄氏・岩上暢夫氏

賈鴨飛米山奨学生・田村友彦氏(春日部 RC)

メイクアップ・・・我那覇宗善・遠藤正夫・新城永一郎

上原晃子・大濱達也・森田安高・池城貞光・佐久本達

出席報告

会 員 総 数	43名
出席義務会員	42名
出 席 数	29名
欠 席 数	13名
出 席 率	69.05%
通算出席率(1月)	70.24%



本日のこころ

- ・本日、宜しくお願ひ致します。(春日部西 RC)
- ・春日部西 RCの皆様、毎年の石垣 RCの例会参加有難うございます。(仁開 一夫)
- ・春日部西 RC の皆様、本日は誠に有難うございました。(宮城 早人)
- ・春日部西 RC の皆さん、毎年ありがとうございます。(南波 正幸)

BOX ￥ 7,000 (累計￥113,000)

コイン ￥ 2,651 (累計￥ 53,113)

合 計 ￥ 166,113

会長挨拶：大浜 一郎



本日は春日部西 RC がメイキャップにご来会下さいました。春日部エイサーまつりの発起人でありまして、今 60 名の子供達をご指導なされて、もう 12 年ということで、非常に沖縄と縁があります。このご縁を大切にしながら、また 6 月 2 日には春日部西 RC の 35 周年の行事があるということですので、ぜひ一団を作っておじゃまできたらなと思います。今日は申し訳ございませんが、台北へ出発するため飛行機の時間がありますので、先に失礼いたします。台北へ行く理由は、友好クラブの台北大同 RC と詰めの議案がありますので、その話ともう 1 つは岡崎南 RC のオファーを受けて、台北城北 RC との橋渡し役をやっている関係で、どうしても台北城北 RC の明日の例会に出席しなければいけないという事で、岡崎南 RC と共に台北城北 RC でご縁が深まるような橋渡しをするために参加してまいります。最後まで居れなくて、大変失礼を致しますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。それでは食事を楽しみながら例会を楽しんでください。

幹事報告：宮城 早人

去った 1 月 10 日の理事会の報告です。まず宮古島 RC との合同例会の確認です。1/22 (月) 午後 7 時からホテルニュー丸勝で開催されます。それに先だって午後 2 時から 3 時の間に記念植樹をしたというお話があるようです。皆さん既に航空券を購入されていると思いますが、時間が合う方はぜひご参加いただきたいと思います。

2 月 3 月のプログラム案、1/31 ゲスト卓話 2/7 ゲスト卓話 (根路銘敦氏)、2/14 ゲスト卓話 (東京東江戸川 RC 嶋村文男氏)、2/21 地区大会の為に振替休会、2/28 日台会議 (3/1) のため特別休会、3 月は未調整なので、決まり次第ご報告します。

ビジター：大東 悦巳氏

春日部西 RC・会長

我々、年が明けたら石垣に行かなければという石垣詣でが 10 年近く続いております。ここに来ると本当に素晴らしい環境、そして素晴らしい皆様とお会いすることができ、光栄に思っております。少しだけ春日部西 RC の話をさせていただきます。我々 35 周年を迎えておりまして、6 月 2 日創立記念日

に東京の浅草ビューホテルで 35 周年式典を開催したいと考えております。つきましては皆様には 3 月頃ご案内をさせていただきますので、お時間があって、東京に来れる方におかれましては、ぜひご参加いただければと思っております。私どもメンバーは 32 名になっております。6 月 2 日には 35 名で迎えようという事で、今一生懸命増強をしているところでございます。そして今日は親クラブの春日部 RC の田村先輩も一緒に来ております。そして米山記念奨学生のカホウキ君も同席をさせて頂いております。

ロータリー年度におきまして半年過ぎまして、後半分、次年度に結べる半年にしつつ、当クラブの 35 周年を祝って行きたいと思っておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。本日は貴重な時間を頂きまして、ありがとうございます。

ゲスト卓話：古謝 敏也氏

石垣税務署 署長



テーマ「相続税について」

本日は相続税についてというタイトルでお話したいと思います。所得税とか消費税については、毎年申告されている方も多く、身近な税金に感じられると思います。しかし相続税、あるいは贈与税になると、申告や納付をした経験のある方はかなり少ないと思います。身内の方が亡くなるという事は、一生のうちでも数回、しかも亡くなった方の相続人になるケースはかなり限られてきます。相続税の課税件数割合 (年間課税件数 / 年間死亡者数) は全国の数値で約 4%、沖縄で約 3% になります。つまり亡くなった方 100 人の内の 3 人が相続税の申告をする必要があるという事です。この数字は沖縄県内の所得税の確定申告をしている数が約 18 万人、人口が約 144 万人なので、13% 台、この所得税の申告から見ても、相続税は馴染みの薄い税金だと思います。

相続税とは相続や遺贈により財産を取得した場合に、その取得した財産の価額を課税標準として

課される税金です。相続税の機能としては亡くなった方の経済活動、生前に受けた社会及び経済上の各種要請に基づく、税制上の特典などにより、蓄積された財産の相続開始の時点で清算するという事と、所得税の補完という意味です。相続税を徴収することにより、巨額の財産を相続した者とそうでない人の負担の均衡を是正して、富の過度の集中を抑制する、いわゆる富の再分配機能と言われるものです。

贈与税とは個人から贈与により財産を取得した場合に、その取得した財産の価額を課税標準として課される税金です。贈与税の機能としては、相続税を補完する機能を持っています。相続が開始する前、つまり生前に財産を贈与して、相続財産を減らしていくとなると、相続また遺贈と同じ財産移転の効果は得ますが、結局相続税の回避に繋がる事になりますので、やはりそこで税負担の不公平感が生じるという事で、それを防止するために贈与税として課税しております。ですから相続税という法律がありますが、その中に相続税と贈与税 2 つの税目を規定しており、日本では珍しい税法となっています。

相続税と贈与税の違いは、財産をあげる人が亡くなる前に、財産をもらう場合が贈与税で、亡くなったという事実を基にそれ以降が相続税です。但し、亡くなる直前にどんどん生前贈与して、相続時の財産を減らそうという事を防止するために、死亡してから過去 3 年間に贈与を受けた財産は相続財産に入れる事になっております。相続時精算課税の適用を受けた財産については、相続税の計算の時に精算を行うということで、当然以前に贈与で納めた税金は相続税の計算の時には差し引くという事で、二重の課税にはなりません。

先ほど相続税の課税件数割合ですが、平成 27 年に基礎控除額が改正されました。その結果、全国が 8% 台、沖縄が 4% 台で、相続税の申告と納付をする対象者が増えてきている状況です。改正後の基礎控除額が 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数です。以前は 5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数でした。例えば妻と子ども 2 人の場合、以前は法定相続人が 3 人いますので、8,000 万円の控除でしたが、現在は 4,800 万円の控除になり、約 6 割まで基礎控除分は減っています。

皆さんの中には相続税の何らかの対策とか、自分には全く関係ないだろうとか、財産がないからと思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、裁判所が発表している相続争いの遺産分割事件の遺産額は 1,000 万円以下が 31.9%、5,000 万円以下が 43% という事で、事件の 4 分の 3 が 5,000 万円以下で財産争いをしています。相続税のトラブルの大半は遺産分割をめぐるものです。相続は相続人にとって、日々の所得とは別の臨時収入の形

相があり、しかも金額が大きくなるという所で、まさに相続税がかかるかどうかは問題ではなくて、いくら自分は貰えるのかが一番大きな所になってきます。

実際に沖縄本島で父親が亡くなって母親と長男と次男が相続する事例があります。長男は本土で仕事をしてマイホームも本土にあると。二男は地元で就職し、実家の近くに住んでいたと。亡くなって葬式代の当面の費用として、定期預金から解約して 300 万の現金を前にした時の兄弟の言い分です。弟の言い分「亡くなったお父さんが残した現金 300 万円を少しの間貸してくれという事か？このお金は亡くなったお父さんがお母さんと僕ら兄弟、孫たちみんなの為に残したものだ、私は考えている。それを一時的とはいえ、全部持って行くのは納得がいかない。これまで正月やお盆は毎年自分が面倒を見てきた。兄貴は昔亡くなったおじーやおばーの命日がいつかも分からないでしょう。それも全部自分が面倒見てきた。そういった事も考えて欲しい。」兄の主張は「この 300 万は全部私が貰うと言っているんじゃないよ。しばらく貸してくれて言っているんだよ。なんで末っ子のくせに兄貴に逆らうの。」300 万という現金を目の前にして、2 人が言い争いをしました。それを見ていた母親が「あんたたちみっともないよ。このお金は全部自分が預かるからね。」と言って、母親がお金を持って自分の部屋に入ったそうです。その後 1 時間たっても 2 時間たっても部屋から出てこない。兄弟が心配して部屋の様子を見に行くと、亡くなった父親の写真に向かって、話しかけていたそうです。「子ども達 2 人は 300 万というお金が原因で大喧嘩している。ここにある 300 万ない方がいいよ。この 300 万はあんたが一生懸命働いて稼いだお金だから、全部あの世にあなたが持って行って。」と、沖縄には命日にカビジン（神金）という事で、それを燃やす風習がありますが、1 枚ずつ破ってお金を燃やしていたと、これに気がついて兄弟が止めに入ったという事で、金額が多いか少ないかではないんです。自分はいくらもらえるか。これだけでガラッと変わります。この話には前段があります。お母さんがある親戚の 1 周期に行った時に、その家の様子がいつもと違うと、おかしいという事で、別の日に質問したそうです。そうすると、その家の相続人同士が遺産分割をめぐる裁判になって正月やお盆にも実家に集まらないし、命日とか行事があっても顔を出さない。町で会っても声かけもしないと。そういう事を聞いて、早速父親に相談したそうです。ところが亡くなった父親は自分たちの子供に限ってそんな事は絶対にないと、全く取り合わなかったらしいです。最終的には、300 万については半分をお母さんが貰って、残りの半分を兄弟で分けたと

ということですが、ここで言えるのはお父さんに相談した時に、お父さんが無責任な対応で先送りをしたというのが、大きな要因かなと思っています。

私個人としては、相続時の対策には2つありますが、分割対策というのは非常に大きい。亡くなった方の約4%の割合の方々が納税対策を考えなければいけないけれども、それ以外の方は基本的には事前対策というのを生前の内に対応しておくことは、やはり親、先祖の義務だと思います。

次に「争続」になる可能性が高い事例です。1. 自宅以外にめぼしい遺産がない。2. 日頃から親族同士のコミュニケーションがほとんどない。3. 被相続人の介護などで兄弟姉妹間の不公平感がある。4. 特定の相続人にもみ有利な遺言がある。5. 被相続人の意思能力が怪しい段階で遺言書作成がある。6. 被相続人が再婚で、現配偶者と前配偶者にそれぞれ子供がいる。7. 遺産が分けにくい土地や自社株に偏っている。8. 特定の相続人に多額の生前贈与などを行っている。9. 相続が発生して初めて、他に相続人がいることが判明した。10. 相続対策で孫などと養子縁組をし、法廷相続人が複雑である。ここで一番厄介なのは、赤の他人であれば損得勘定で妥協点を見出すこともできますが、肉親とな

ると損得勘定よりも感情を優先してしまって、昔のトラウマまで持ち出してくるというケースもあります。特に血が濃ければ濃いほど一度発生すると、泥沼化するという事で、その原因を作ったのは、まぎれもなく父親であり、母親なんです。財産が多いから少ないからではなく、子子孫孫の繁栄を願うなら、やはり責任を持つということが私は最善な事だと思っています。「争続」にならないような対策をして頂ければと思います。

最後に偽税理士行為にご注意ください。基本的に相続税は専門的な知識を必要とする分野が多いため、相続税の説明会やセミナーがあります。税務相談業務を始めとする税理士業務については、有償であるか無償であるかを問わず、税理士若しくは税理士法人、又は通知弁護士若しくは通知弁護士法人以外の方が行う事はできません。でも実際には資格がない人が、そういった仕事をしている場合もあります。そこでもし仮に揉めた時には、自分が損する事になってきますので、ご注意ください。実際にご自分の相続人は何名いるのか、財産としてどれくらいあるのか、それを申告する必要があるのか、そういった事を踏まえてぜひ後々の徒労にならないような取組みをして頂ければと思います。



～例会風景～



春日部西 RC から 6 名、春日部 RC から 1 名の方々にご来会頂きました。



宮古島 RC・石垣 RC 合同例会 1月22日(月) ホテルニュー丸勝にて



宮古島 RC の会員の皆様と懇親を深めてまいりました。



記念の植樹をご用意していただきました。



伊沢会長と...